

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 産業労働部産業人材課

法令名	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律		法令番号	平成 3 年法律第 57 号	
手続名	雇用管理改善計画の認定の取消		根拠条項	第 5 条第 2 項	
処分基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定の要件に適合しなくなったと認めるとき。 				
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 産業人材課	交付機関 産業人材課	目次 1